

川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付要綱

平成12年6月21日市長決裁

12川健地第208号

(目的)

第1条 この要綱は、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者で、川崎市交通局長以外の者。以下「事業者」という。）が行うノンステップバスの導入事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もってノンステップバスの普及促進を図り、障害者や高齢者等の公共交通機関の利用環境を整備し、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号他）第74条の別表に定める「地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）」でノンステップバスを導入する事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、川崎市内に営業所を有する事業者であり、別表1に示す。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ノンステップバスの購入費とする。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額と別表3に掲げる補助限度額とのいずれか少ない額以内の額とする。

2 補助金の額は、補助対象経費と別表4に掲げるバス車両査定基準額との差額に1/2を乗じた額が、前項の規定により算出した額より少ない場合は、前項の規定にかかわらず当該額以内の額とする。

3 前2項の規定は、いずれも予算の範囲内において決定する。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付申請書(第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度をいう。)の年内までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (2) 補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (3) 補助事業の効果を記載した書類
- (4) 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項を記載した書類
- (5) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年3月31日運輸省令第21号)第2条に掲げる前事業年度の営業報告書
- (6) ノンステップバスの導入実績及び今後の導入計画を記載した書類
- (7) 業者からの見積書
- (8) 導入を予定するノンステップバスの車体三面図
- (9) 導入を予定する営業所の路線図(導入予定路線を記載したもの)
- (10) その他必要な書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の額及び交付の条件、その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第7条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げの申請をしようとする者は、川崎市ノンステップバス導入促進補助金交付申請取下届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業計画変更承認申請書(第4号

様式) を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の額の変更を行うことができる。

2 市長は、補助金の額の変更をしたときは、補助金の額の変更通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業事故報告書(第7号様式)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る事業の完了(補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業完了実績報告書(第8号様式)(補助事業の廃止の承認を受けた場合にあつては、第8号様式の例による川崎市ノンステップバス導入促進補助金に係る補助事業廃止実績報告書。以下同じ。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はこの限りではない。

(1) 収支精算書

(2) 契約書の写し若しくは領収書の写し、又はこれに代わるもの

(3) 購入車両の自動車検査証の写し

(4) 写真

(5) その他参考となる書類

(補助金額の確定)

第14条 市長は、補助事業完了実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市ノンステップバス導入促進補助金額の確定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

3 補助金の額の確定は、補助事業の実施に要した補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額（第5条第2項に該当する場合は、同項で定める方法により算出した額）と交付決定額（交付決定額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付及び請求)

第15条 市長は、前条の規定による補助金額確定後、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条第1項の規定による川崎市ノンステップバス導入促進補助金の額確定通知書を受けた後、速やかに補助金の交付を受けるため所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 第14条第2項の規定による調査について、正当の理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合

(4) 第8条の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合

(5) 第11条の規定による申請の補助事業の中止又は廃止に係る書類の提出があった場合

(6) 補助金の交付又は変更交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(7) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用するものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の

補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、別表5に掲げる耐用年数が経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることとする。

(帳簿の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から適用する。（12川健地第208号）

附 則

1 この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。（12川健地第450号）

(経過措置)

2 平成12年度の補助金の申請期限は、第6条の規定にかかわらず、国の「バス利用促進等総合対策事業」との協調による場合は、11月30日までとする。

また「公共交通移動円滑化設備整備事業」との協調による場合は、別に国が定める日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。（13川ま企第152号）

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。（13川ま企第195号）

附 則

この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。（14川ま企第58号）

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。（23川ま交政第266号）

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。(25川ま交政第351号)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。(2川ま交政第462号)

別表 1

第 3 条の「補助対象事業者」とは、次の事業者をいう。

ノンステップバス導入の対象となる営業所が川崎市内にあり、かつ、その営業所管轄する営業走行路線のおおむね 80% が川崎市内にある路線バス事業者

別表 2

第 5 条第 1 項の補助率は、次のとおりである。

補助率	1 / 4
-----	-------

別表 3

第 5 条第 1 項の補助限度額は、次のとおりである。

補助限度額（1 両当たり）	1, 400 千円
---------------	-----------

別表 4

第 5 条第 2 項のバス車両査定基準額は、次のとおりである。

車両の長さ	バス車両査定基準額
7メートル未満	1, 340 万円
7メートル以上9メートル未満	1, 540 万円
9メートル以上	1, 880 万円

別表 5

第 18 条第 2 項の耐用年数は、次のとおりである。

耐用年数	5 年
------	-----